

課税標準の特例を受ける償却資産の例(一部抜粋)

令和6年12月現在

適用条項		特例対象資産	取得時期	適用期間	特例率	添付書類・備考
条	項号					
法第349条の3	第2項	ガス事業用資産		取得後 5年間	1/3	・ガス事業法による許可書の写など
				次の 5年間	2/3	
	第5項	内航船舶		期限なし	1/2	・船舶原簿、船籍票及び登録票(動力船舶登録票)の写など ・遊覧船、遊漁船等は除く
法附則第15条	第2項第1号	汚水又は廃液の処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	※1/3	・特定施設設備(設置・変更)届出書の写など
	第2項第2号	ごみ処理施設			1/2	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写しなど
	第2項第3号	一般廃棄物の最終処分場			2/3	
	第2項第4号	産業廃棄物処理施設 (総務省令で定めるもの)			1/3	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写しなど
	第2項第5号	下水道除外施設	R4.4.1～R8.3.31	3年間	※4/5	・特定施設設置届出書あるいは、除外施設設置届の写しなど
	第25項第1号イ	太陽光発電設備(1,000KW未満) (環境省の助成を受けたもの・ペロブスカイト太陽電池)	R6.4.1～R8.3.31		※2/3	・再生可能エネルギー事業者支援事業費助成金交付決定通知書の写、出力規模が確認できる資料(仕様書・見積書など)
	第25項第3号イ	太陽光発電設備(1,000KW以上) (環境省の助成を受けたもの・ペロブスカイト太陽電池)			※3/4	
	第25項第1号ロ	風力発電設備 (20KW以上)			※2/3	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写、電力事業者と締結している「特定契約書」の写など
	第25項第3号ロ	風力発電設備 (20KW未満)			※3/4	
	第25項第4号イ	水力発電設備 (5,000KW未満)			※1/2	
	第25項第3号ハ	水力発電設備 (5,000KW以上)			※3/4	
	第25項第1号ハ	地熱発電設備 (1,000KW未満)			※2/3	
	第25項第4号ロ	地熱発電設備 (1,000KW以上)			※1/2	
	第25項第1号ニ	バイオマス発電設備 (10,000KW以上20,000KW未満)			※2/3	
	第25項第2号	バイオマス発電設備 (10,000KW以上20,000KW未満かつ木竹・農作物に由来)			※11/14	
	第25項第4号ハ	バイオマス発電設備 (10,000KW未満)			※1/2	
	第32項	特定事業所内保育施設	H29.4.1～R6.3.31		補助を受けた日の翌年から5年	※1/2
	第44項	先端設備等導入計画の認定を受けた先端設備	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写、先端設備等導入計画に係る認定書の写、認定経営革新等支援機関による事前確認書の写など (特例適用申告書裏面に記載)
			R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3	上記に加え、従業員へ賃上げ方針を表明した書類 (特例適用申告書裏面に記載)
			R6.4.1～R7.3.31	4年間		

(注)「法」…地方税法

(注)「法」…地方税法

※ 地方決定型地方税制特例措置(通称:わがまち特例)により、宇城市市税条例にて特例率を定めています。上記取得時期以外に取得した資産は、従前の旧地方税法に基づいて特例が適用されます。